平成30年度 市町決算の概要

1 決算規模

平成30年度の市町の決算規模は、歳入総額、歳出総額ともに過去最大の規模となった。

歳入においては、地方交付税、国庫支出金、地方債等は減少したものの、地方税、地方消費税 交付金等が増加したことにより、前年度比38億68百万円の増(+0.7%)となった。

歳出においては、普通建設事業費、繰出金等は減少したものの、人件費、公債費、補助費等が 増加したことにより、前年度比56億44百万円の増(+1.0%)となった。

平成30年度の県内市町の普通会計決算額は、

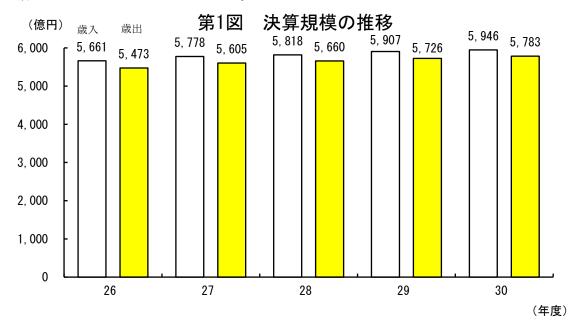
歳入 5,945 億65 百万円 (前年度5,906 億96 百万円)

歳出 5,782 億69 百万円 (前年度5,726 億25 百万円)

であり、前年度に比べると、歳入が38億68百万円(対前年度比0.7%増)増加、歳出が56億44百万円(同1.0%増)増加した。団体区分別にみると、歳入が都市で0.8%増、町で2.0%減、歳出が都市で1.2%増、町で2.5%減となっている。

歳入の増加については、普通交付税の減少により地方交付税が、一般廃棄物処理施設の整備の減少 および臨時財政対策債の減少等により地方債が減少した一方で、個人市町民税、法人市町民税の増加 により地方税が、地方消費税交付金等の増加により各種交付金が増加したことなどによるものである。

歳出の増加については、一般廃棄物処理施設整備事業等の減少により普通建設事業費が減少した一方で、地方債の繰上償還の実施等により公債費が、下水道事業の地方公営企業法適用等により補助費等が増加したことなどによるものである。



2 決算収支

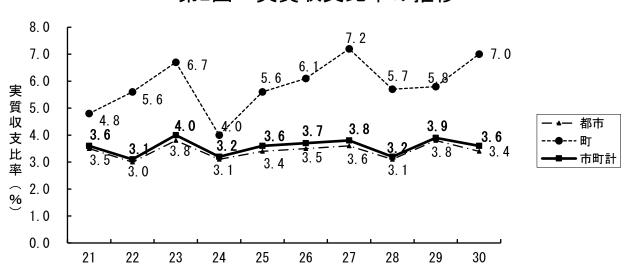
市町全体の実質収支は黒字であり、全団体が36年連続で黒字を計上している。また、繰上償還金が増加したことなどにより、単年度収支については赤字となったものの、実質単年度収支は、 黒字となった。

(1) 実質収支

平成30年度における歳入歳出差引額(形式収支)は、162億96百万円の黒字で、これから翌年度に繰り越すべき財源40億74百万円を控除した実質収支は、122億22百万円の黒字となっている。

黒字額は、繰上償還金が増加したことなどにより、前年度(130億77百万円)に比べ8億55百万円減少しているものの、昭和58年度以降36年連続して全団体が黒字となっている。

実質収支比率 (標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む) に対する実質収支額の割合) は、 都市が 3.4%、町が 7.0%で、市町全体では 3.6% (前年度 3.9%) となっている。



第2図 実質収支比率の推移

(2) 単年度収支

単年度収支(当該年度の決算による実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額)は、町は黒字となった一方、都市で赤字となり、県計では8億55百万円の赤字となった。

(年度)

また、赤字の団体数は、19団体中5団体(4市1町)となっている。

(3) 実質単年度収支

実質単年度収支(単年度収支額に財政調整基金への積立額および地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩額を差し引いた額)は、都市・町とも黒字で、県計では47億3百万円の黒字となっている。

平成30年度の歳入決算額は、5,945億65百万円で、前年度に比べ38億68百万円、0.7%増加 している。

これは、地方交付税が前年度比 18 億 60 百万円、2.1%減少、地方債が前年度比 39 億 70 百万円、6.5%減少した一方、個人市町民税、法人市町民税の増加により地方税が前年度比 27 億 67 百万円、1.3%増加、地方消費税交付金等の増加により各種交付金が前年度比 20 億 61 百万円、7.5%増加となったことなどによる。

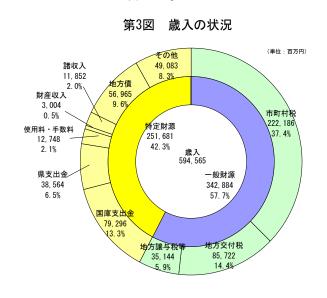
なお、歳入に占める一般財源の構成比は、前年度比0.2ポイント増の57.7%となった。

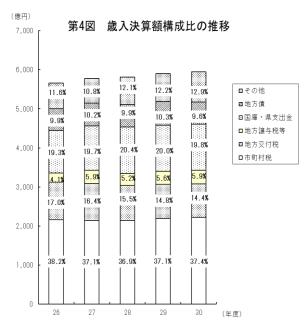
(1) 歳入構造

歳入決算額の内訳をみると、市町村税: 2,221 億 86 百万円 (歳入総額に占める構成比 37.4%)、地方交付税: 857 億 22 百万円 (同 14.4%)、国庫支出金: 792 億 96 百万円 (同 13.3%)、地方債: 56 9 億 65 百万円 (同 9.6%)が主なものである。

団体区分別に歳入総額に占める構成比の上位3科目をみると、都市においては、市町村税:37.4% (前年度37.3%)、地方交付税:14.0%(同14.5%)、国庫支出金:13.6%(同13.9%)に対し、町においては、市町村税:36.8%(同34.4%)、地方交付税:19.8%(同19.6%)、国庫支出金:9.2%(同9.0%)となっており、都市においては市町村税の占める割合が町より0.6ポイント高くなっているのに対して、町においては地方交付税の占める割合が都市より5.8ポイント高くなっているなど、町は都市より依存財源の占める割合が高くなっている。

また、市町村税、地方交付税および地方譲与税等の一般財源は、3,428 億 84 百万円で、前年度に比べ 30 億 90 百万円、0.9%増加しており、歳入総額に占める構成比は、57.7%と前年度(57.5%)から 0.2 ポイント上昇した。





(2) 歳入項目別の状況

市町村税は、個人市町民税や法人市町民税の増加により、前年度比1.3%%増、27億67百万円の増加 となった。

地方交付税は、普通交付税が減少したことにより、前年度比2.1%減、18億60百万円の減少となった。

地方債は、一般廃棄物処理施設整備の減少等により、前年度比6.5%減、39億70百万円の減少となった。なお、臨時財政対策債は前年度比5.8%減の195億62百万円であった。

国庫支出金は、普通建設事業費支出金等の増加があるものの、臨時福祉給付金等の減少により、前年度比0.7%減、5億91百万円の減少となった。

各種交付金は、地方消費税交付金等の増により、前年度比7.5%増、20億61百万円の増加となった。 自主財源と依存財源の構成状況は下表のとおりであり、自主財源比率は前年度比1.0ポイント上昇 し50.3%となった。この主な要因は、市町村税や繰入金等が増加したことによるものである。

自主財源と依存財源の構成状況

(単位 百万円、%)

										;; = A 73131 137		
		ত	分		平成 30	年度	平成 29	年度	比較			
		区			決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比	(A) - (B)	$(A)-(B) \nearrow (B)$		
É	1	主	財	源	298, 873	50. 3	291, 294	49. 3	7, 578	2. 6		
	市	町	村	税	222, 186	37. 4	219, 419	37. 1	2, 767	1. 3		
	諸		収	入	11, 852	2. 0	10, 660	1.8	1, 192	11. 2		
	使	用料	· 手 数	数 料	12, 748	2. 1	12, 981	2. 2	▲ 233	▲ 1.8		
	そ		の	他	52, 087	8.8	48, 235	8. 2	3, 852	8. 0		
侰	Ż	存	財	源	295, 692	49. 7	299, 402	50. 7	▲ 3, 710	▲ 1.2		
	地	方	交 付	税	85, 722	14. 4	87, 582	14. 8	1 , 860	▲ 2. 1		
	国	庫 •	県支と	出金	117, 860	19. 8	117, 906	20. 0	▲ 46	▲ 0.0		
	地		方	債	56, 965	9. 6	60, 935	10. 3	▲ 3, 970	▲ 6.5		
	そ		の	他	35, 144	5. 9	32, 978	5. 6	2, 166	6. 6		
	合		Ī	+	594, 565	100.0	590, 696	100.0	3, 868	0. 7		

平成30年度の歳出決算額は、5,782億69百万円で、前年度に比べ56億44百万円、1.0%増加 している。

目的別構成比では、民生費が全体の3分の1超(36.0%)を占めており、教育費(13.2%)、総務費(12.6%)、公債費(10.7%)、土木費(9.8%)がこれに続いている。

性質別では、「義務的経費」が、公債費の増等により前年度比 2.0%増、54 億 12 百万円、「投資的経費」が、その大半を占める普通建設事業費の減により、前年度比 7.5%減の 790 億 97 百万円となった。

(1) 目的別歳出の状況

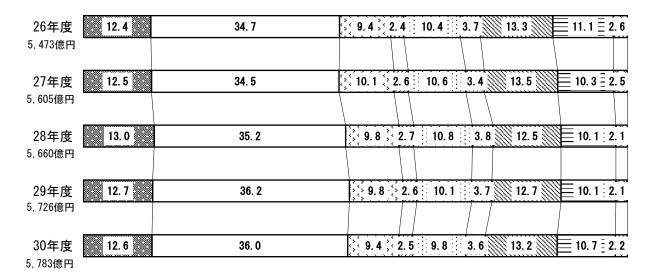
歳出総額に占める構成比は、民生費(歳出総額に占める構成比36.0%)が最も高く、教育費(同13.2%)、総務費(同12.6%)、公債費(同10.7%)、土木費(同9.8%)と続いている。民生費は平成14年度以降17年連続で最も高い構成比となっており、8年連続で30%を上回っている。

決算額の前年度比では、民生費は、認定こども園等の施設整備のほか、保育事業や障害者自立支援事業等の増加により、前年度比 8 億 10 百万円の増となった。教育費は、小学校の空調設備や図書館等の施設整備等の増加により前年度比 34 億円 11 百万円の増、総務費は、庁舎整備事業等の増加により前年度比 3 億 38 百万円の増、土木費は、大型建設事業等の減少により前年度比 10 億 52 百万円の減となった。また、公債費は、地方債の繰上償還の実施等により、前年度比 40 億 6 百万円の増となった。

10年前(平成20年度)の決算額と比較すると、決算額全体が21%の増となる中、民生費は63%増、消防費は26%増となっており、一方で公債費は7%減となっている。

第5図 目的別歳出決算額構成比の推移

□総務費 □民生費 □衛生費 □農林水産業費 □土木費 □消防費 □教育費 □公債費 □その他

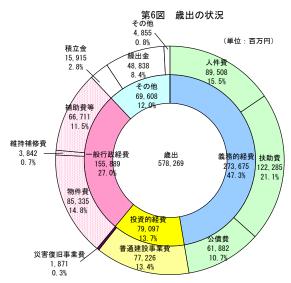


歳出決算額の性質別内訳は、義務的経費 2,736 億75 百万円(歳出総額に占める構成比 47.3%)、投資的経費 790 億97 百万円(同13.7%)、一般行政経費1,558 億89 百万円(同27.0%)となっている。

前年度と比べると、義務的経費の割合は 0.5 ポイント増、投資的経費が 1.2 ポイント減、一般行政経費が 1.3 ポイント増となっている。

義務的経費のうち、人件費は、退職金の増加等により、前年度に比べ1.8%の増となった。また、扶助費は、保育事業や障害者自立支援事業等の増加はあるものの臨時福祉給付金の減少により、前年度に比べ0.1%の減となった。

投資的経費のうち、普通建設事業費は一般廃棄物 処理施設整備事業等の減少により前年度に比べ 8.6%の減となった。



一般行政経費については、下水道事業の地方公営企業法適用に伴う計上科目の振替等により、補助 費等が前年度と比べて14.5%の増となる一方で、繰出金は前年度と比べて7.0%の減となった。

また、10年前(平成20年度)の決算額と比較すると、決算額全体が21%の増となる中、義務的経費は22%の増となっている。内訳としては、人件費は3%減となっているものの、扶助費は社会保障関係経費の増等により87%の大幅増となっている。また、投資的経費は40%の増となっている。

第7図 性質別歳出決算額構成比の推移

⊠人件費	□扶助費	□公債費	□物件費	■維持補修費	□補助費等	□普通建設事業費	□災害復旧事業費	□積立金+繰	出金+その他
26年度 5, 473億	1	6. 0		20. 0	[[11.1]]	14.4 0	6 9.6	14. 4 0. 6	13.4
27年度 5, 605億	1!	5. 7	;	20. 2	; 10. 3 ;}	14.8 0.	6 10.2	14. 5 0. 1	₹13.6 💥
28年度 5,660億	18	5. 6		21. 0	10.1	15.1 0	. 6 : 10. 2	14. 6 0. 0) 12.8
29年度 5,726億	18	5. 4	,	21. 4	3 10. 1	14.9 0	. 7 10. 2	14. 8 0. 2	2 12.5
30年度 5, 783億	15	5. 5	義務的	21.1	; 10. 7		0.7 11.5	13. 4 0.	3 12.0 🛇

5 財政構造の弾力性

財政構造の弾力性を示す経常収支比率について、分母である経常一般財源等が地方税や地方消費税交付金の増等により増加したものの、分子である経常的経費充当一般財源が人件費、扶助費および補助費等の増等により増加した結果、91.5%(都市 91.6%、町 89.2%)と前年度より 0.3 ポイント上昇した。

(1) 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断する指標の一つとして、 一般的に経常収支比率が用いられている。

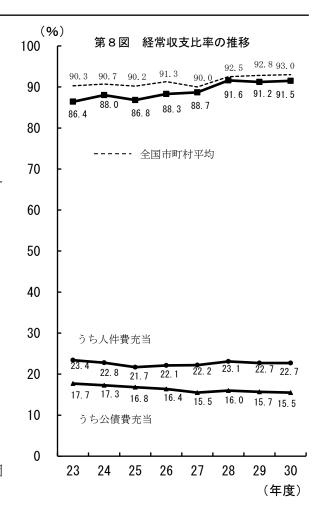
これは、歳出総額を経常的経費と臨時的経費に区分し、経常的経費に充当された一般財源の経常一般財源等に対する割合を示すものであり、この比率が低いほど財政に弾力性があることを示している。

平成30年度の経常収支比率は、分母である経常一般財源等が地方税や地方消費税交付金の増等により増加したものの、分子である経常的経費充当一般財源が人件費、扶助費および補助費等の増等により増加したことから、前年度の91.2%に比べて0.3ポイント上昇し、91.5%となった。

経常収支比率の内訳として、人件費に充当された ものの比率は前年度と同じ 22.7%で、公債費に充当 されたものの比率は 15.5%で、前年度に比べ 0.2 ポ イントの低下となっている。

経常収支比率を段階別でみると、90%を上回る団体は11団体となった。

団体別の経常収支比率の前年度との比較では、7団体において比率が上昇、11団体において低下した。



経常収支比率の段階別団体分布

年度率	~70	70 ~ 75	75 ~ 80	80~85	85~90	90~95	95~100	100~
26	0	0	0	5	8	5	1	0
27	0	0	0	4	9	5	0	1
28	0	0	0	1	4	12	2	0
29	0	0	1	0	2	13	3	0
30	0	0	0	1	7	8	3	0

6 将来にわたる実質的な財政負担

将来にわたる実質的な財政負担(地方債現在高+債務負担行為額-積立金現在高)は、地方債 現在高が減少したものの積立金現在高の減少や、債務負担行為額の増加により、全体としては、 前年度比0.8%増加し、5,930億38百万円となった。

地方債現在高は、臨時財政対策債の現在高の減により、前年度比 0.1%減少した。

また、積立金現在高は、その他特定目的基金は増加したものの、財政調整基金および減債基金が減少したため、総額では前年度比 0.9%の減少となり、3 年連続の減少となった。

(1) 地方債現在高の状況

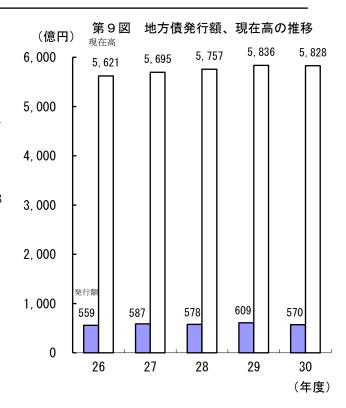
平成30年度末の地方債現在高は、5,828億19百万円であり、臨時財政対策債の現在高の減により、前年度末(5,835億81百万円)に比べると7億62百万円減少した。

地方債現在高のうち、平成13年度以降発行されている臨時財政対策債の占める割合は前年度より減少し、2,488億40百万円となっている。

なお、住民一人当たりの地方債現在高は、410,413 円(前年度 411,078 円) となっている。

地方債現在高の目的別構成比をみると、臨時財政 対策債(42.7%)、一般単独事業債(30.3%)、学校教 育施設等整備事業債(8.4%)が主なものである。

借入先別内訳をみると、財政融資資金(30.1%)、 市中銀行(33.7%)、地方公共団体金融機構資金 (13.7%)、旧郵政公社資金(2.6%)等となっている。



(2) 積立金現在高の状況

平成 30 年度末の基金残高は、1,845 億 54 百万円であり、前年度末(1,862 億 90 百万円)に比べると 17 億 36 百万円減少し、3 年連続の減少となった。

基金別の内訳でみると、財政調整基金(現在高 516 億 67 百万円) は前年度末に比べて 9 億 76 百万円の減少、減債基金(現在高 320 億 37 百万円) は 15 億 42 百万円の減少、その他特定目的基金(現在高 1,008 億 50 百万円) は公共施設等の整備のための基金への積立や取崩し、ふるさと納税を財源とする積立等により 7 億 83 百万円の増加となった。

(3) 債務負担行為による翌年度以降支出予定額の状況

平成30年度末の債務負担行為による翌年度以降支出予定額は、1,947億73百万円であり、前年度末(1,912億60百万円)に比べると、35億13百万円増加している。

なお、地方債現在高に債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額を加え、積立金現在高を差し引いた実質的な財政負担は、5,930億38百万円となり、前年度(5,885億52百万円)から44億86百万円、0.8%増加した。



7 地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率

平成19年6月「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下「健全化法」という。)が公布され、地方公共団体は、平成19年度決算から健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することが義務づけられた。

平成20年度決算からは、健全化法の全面施行を受けて、比率が指標ごとに定められた早期健全化 基準、財政再生基準を超えると、財政健全化計画、財政再生計画の策定が義務づけられている。

(1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率である実質赤字比率は、県内 で発生している市町はない。

県内では実質赤字が生じた市町はない。全国では1団体において実質赤字が生じている。 早期健全化基準については、市町村の財政規模に応じ11.25%~15%とされており、財政規模が小さい団体ほど高くなる。また、財政再生基準は20%とされている。

(2) 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字(または資金不足比率)の標準財政規模に対する比率である連 結実質赤字比率は、県内で発生している市町はない。

県内では連結実質赤字が生じた市町はない。全国においても連結実質赤字が生じている団体はなし。 早期健全化基準については、市町村の財政規模に応じ 16.25%~20%とされており、財政規模が小 さい団体ほど高い。また、財政再生基準は 30%とされているが、平成 20 年度および平成 21 年度決算 は 40%、平成 22 年度決算は 35%、平成 23 年度決算から 30%と段階的に引き下げられている。

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する比率である実質公債費比率は、6.1%(都市6.0%、町6.9%)となり、前年度に比べて0.6ポイント低下している。

なお、地方債協議制度において許可団体とされる、実質公債費比率が18%以上の団体はない。

実質公債費比率は、地方債協議制度の導入に伴い、すでに平成 18 年度から導入されており、健全 化法においても健全化判断比率として採用されている。

一般会計等が負担する公債費(元利償還金)および公営企業債に対する繰出金など公債費に準ずる もの(準元利償還金)の標準財政規模に対する比率を表し、前3年度(平成28年度から平成30年度) の平均値で表している。

平成 18 年度から地方債は、許可制度から協議制度へと移行しているが、早期の財政健全化への取組を促すための措置(早期是正措置)の一つとして、18%以上の団体は、地方債の発行に際し、公債

費負担適正化計画を策定の上、引き続き許可が必要となる。県内において 18%以上の団体はない。 早期健全化基準については、25%とされており、財政再生基準は35%とされている。 県内で早期健全化基準以上の団体はないが、全国では、財政再生基準以上の団体が1団体ある。

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である将来負担比率 は、5.0%であり、前年度に比べて9.0ポイント低下した。

健全化法において新たに定義された指標であり、一部事務組合、地方公社や損失補償を行っている 出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が、将来負担すべき実質的な負債の標 準財政規模に対する比率を表す。

なお、自治体の貯金に当たる基金や公債費に充てる特定財源分(公営住宅の使用料、都市計画事業 関連地方債償還に充当する都市計画税等)、地方債現在高に係る普通交付税算入見込額は、将来負担 額から控除できる。

早期健全化基準は、350%とされており、財政再生基準は設けられてない。

県内で早期健全化基準以上の団体はないが、全国において早期健全化基準以上の団体は

1団体とな っている。

(5) 早期健全化基準および財政再生基準

県内で早期健全化基準、財政再生基準を超える市町はなし。

県内市町において、早期健全化基準、財政再生基準を超える市町はなかったが、平成20年度決算 から、この基準を超えると、財政健全化計画、財政再生計画の策定が義務づけられることとなった。 なお、平成30年度決算において、全国では以下のとおり早期健全化基準以上の団体があった。

- ・実質赤字比率
- 0団体(0団体)
- ·連結実質赤字比率 0団体(0団体)
- ・実質公債費比率 1団体(1団体) ・将来負担比率

- 1 団体

※()内はうち財政再生基準以上の団体数。将来負担比率については「財政再生基準」はなし。